

第6回佐久市市民交流ひろば設計・管理運営計画検討委員会 次第

平成24年2月20日(月)

午後1時30分～

佐久消防署 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 市民交流ひろばの設計について

(2) 管理運営計画について

(3) その他

4 閉 会

平成24年 2月20日

第六回 佐久市市民交流ひろば設計・管理 運営計画検討委員会 会議資料

目次

- ・資料1 市民交流ひろばの設計について
- ・資料2 管理運営計画について

実施設計への反映について

水景施設

■水景施設の基本的な考え方（報告書より）

①親子共々心身が健全で、すこやかな成長を促すには、緑豊かな自然との心れあいが欠かせないものである。自然の中で水は大切な要素であり、子どもたちが気軽に水に親しみ、触れ合うことができる場として、また、訪れた全ての方に、緑に囲まれ潤いと安らぎを与えることができる場を創出するため、市民交流ひろばに水景施設を設置されたい。

なお、設置に当っては、以下についてご留意されたい。

- ・佐久の気候から水景施設の使用期間が短く、また、維持管理が大変になることから、それらを考慮した水景施設の規模及び施設内容であること。
- ・小さな子供でも安全に遊べるものであること。
- ・維持管理費が多額にならないものであること。
- ・使用しない期間の利用形態を考慮したものであること。

遊戯施設

■遊戯施設の基本的な考え方（報告書より）

- ①保護者が安心して見守ることができ、子供たちにとっても安全に動き回ることができるものであること。
- ②児童が冒険心を持ってチャレンジできる子供に魅力的な遊具で、かつ、「支持力」「跳躍力」「懸垂力」の基礎体力が養われ、子供の心身の発達に寄与する遊具であること。
- ③世代間交流を図るため、「つどいのひろば」と「こもれびの森」に子供用の遊具と大人用の健康遊具をそれぞれ配置すること。

なお、設置に当っては、以下についてご留意されたい。

- ・安全基準に基づいた遊具であること。
- ・維持管理方法、経年劣化への対応について調査し、遊具を選定すること。

○「子どもたちが気軽に水に親しみ、触れ合うことができる場」

⇒子どもが遊べる水景施設（噴水+流れ+じゃぶじゃぶ池）を設置する。

○「佐久の気候から水景施設の使用が短い」、「使用しない期間の利用形態を考慮したもの」

⇒使用期間は5月～9月までの5ヶ月間以内とする。使用しない期間は石に登ったり遊ぶことができるなど、ひろばの一部として使用できるようとする。

○「小さな子供でも安全に遊べるもの」

⇒水深は5～10cmとし、流れの表面は滑りにくい材質とし、歩いても痛くない構造とする。

○「維持管理が多額にならないもの」

⇒機械設備、水景施設本体は複雑な構造にせず、メンテナンスが容易に行える構造とする。施工実績があり、凍結にも強く、子どもたちにも安全な材質を使用する。

○「保護者が安心して見守ることができ、子供たちにとっても安全に動き回ることができるもの」

⇒つどいのひろばにシェルター（日陰）を設置し、その中にベンチやテーブルを設置する。

○「児童が冒険心を持ってチャレンジできる」、「支持力」「跳躍力」「懸垂力」

⇒子どもの発育・発達段階に応じた遊具を、子どもの動線を考慮して配置する。

○「世代間交流を図る」、「子供用の遊具と大人用の健康遊具をそれぞれ配置する」

⇒つどいのひろば、こもれびの森へそれぞれ子供用遊具と大人用健康遊具を動線を考慮し配置する。

○「佐久地域の気候・風土に適した樹木や花木」、「佐久らしさを感じられる」

⇒佐久地域の気候に合い、維持管理を考慮した植栽とする。

○「市民協働による活動」

⇒芝生の植栽、花壇の植栽を整備段階から市民が参加できるよう計画し、その後の維持管理にも市民が参加できる体制を造る。

○「市街地の中の緑豊かなひろば」、「一体感のある計画」

⇒佐久平駅前広場から市民交流ひろばまでが一体感のある景観となるように、緑となる植栽や芝生の配置を行う。

○「降雨や日が遮断できる工夫や構造」

⇒休憩所は各種イベントや学校の課外活動で使用されることを想定した配置・規模とし、ひろば内に4箇所の屋根付の休憩所を設置する。

○「小さな子どもや高齢の方、障がいなどをお持ちの方に十分な配慮をされ」、「公園に訪れる全ての人にとって、安全で安心して利用できるもの」

⇒つどいのひろばで遊んでいる子どもがすぐにトイレに行けるように、つどいのひろば付近にトイレを設置する。また、案内サイン・遊戯施設・休憩施設・トイレ・駐車場などにおいて、ユニバーサルデザインを考慮した施設とする。

○「自然エネルギーを利用し、佐久らしいデザインの街路灯を導入」

⇒佐久ものづくり研究会を中心となり、市内の業者が集まり設計から制作を行っている、太陽光を利用したLED照明を街路灯として設置する。

植栽

■植樹、植栽等の基本的な考え方（報告書より）

- ①主に佐久地域の気候・風土に適した樹木や花木を取り入れ、佐久らしさを感じられる植樹、植栽等の計画とすること。
- ②市民協働による活動等を見据えた花壇や植栽帯の計画とすること。
- ③訪れた人に潤いと安らぎを与える、市街地の中の緑豊かなひろばとして相応しい植樹、植栽等を基本とすること。
- ④佐久平駅、ミレニアムパーク、勤労者福祉センターの緑と一体感のある計画とすること。

なお、設置に当っては、以下についてご留意されたい。

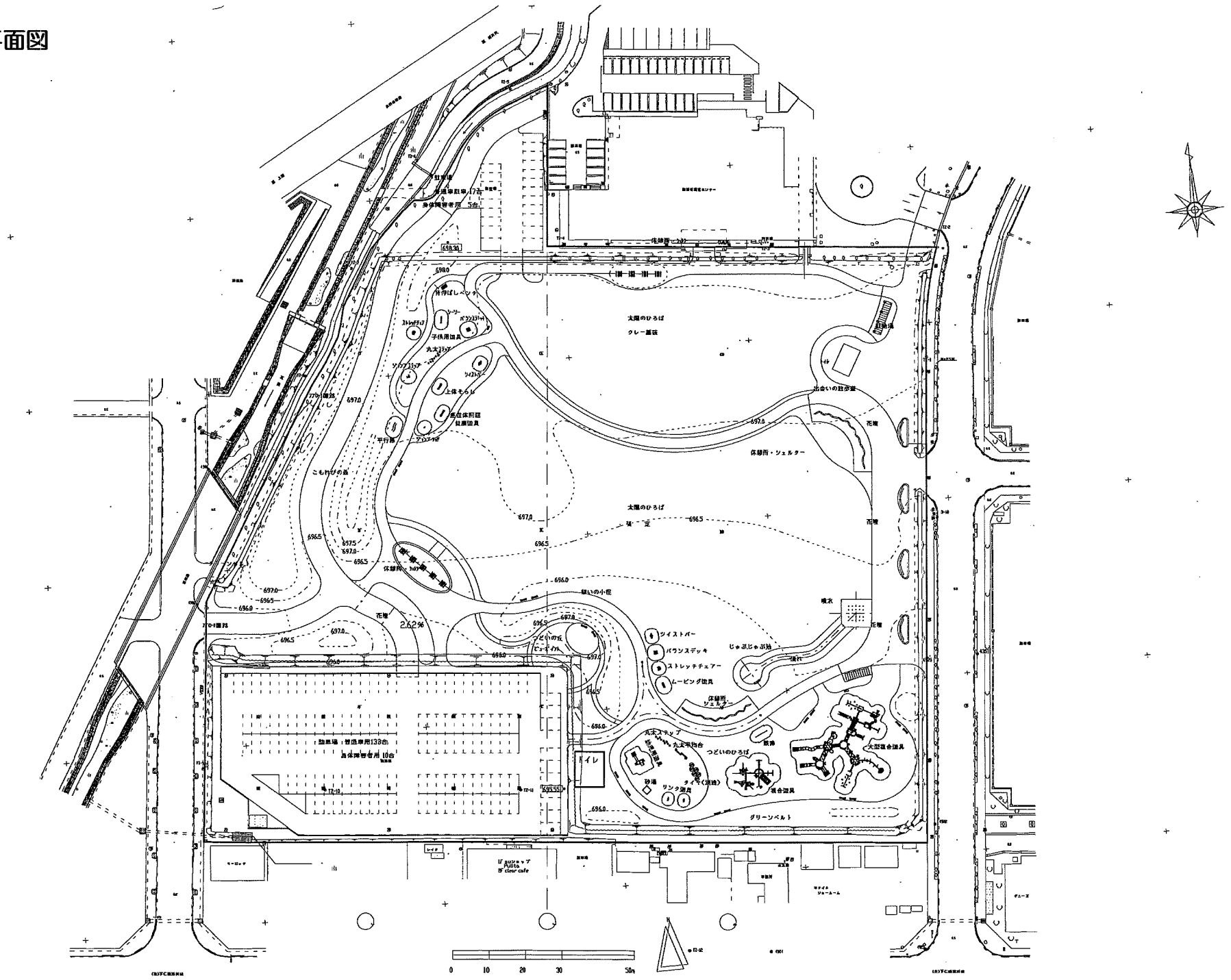
- ・植樹、植栽等の維持管理について十分に検討されたい。

他の施設

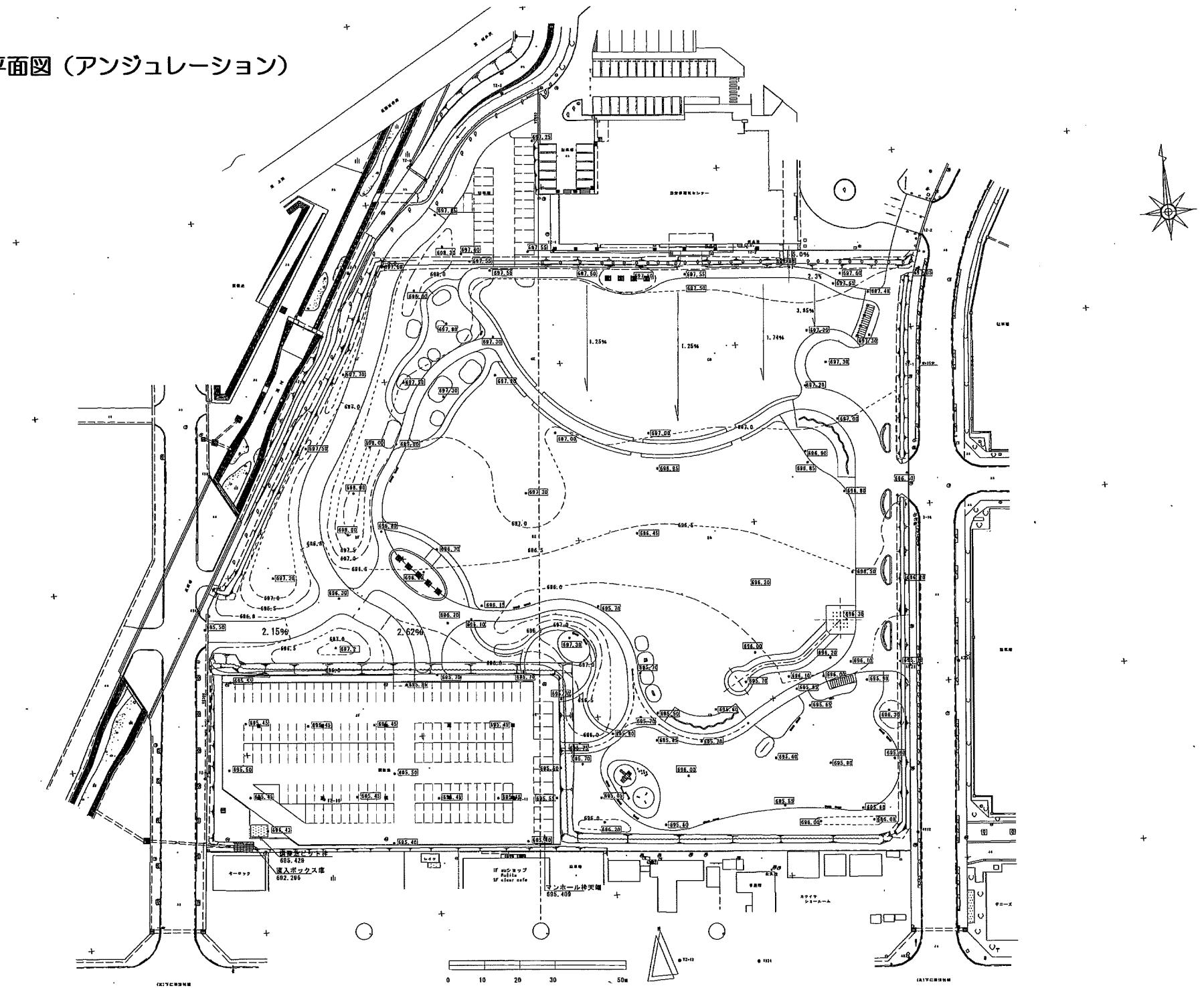
■その他の施設の基本的な考え方（報告書より）

- ①休憩施設については、「太陽のひろば」や「つどいのひろば」などで遊ぶ子どもたちや、それを見守る保護者、世代を超えて訪れる方や、各種イベント等で利用される方など、多様な活動や目的に使用されることを想定した配置計画とすること。また、降雨や日が遮断できる工夫や構造を計画すること。
- ②トイレについては、このひろばが様々な活動や交流の場として利用されていることを想定し、設置箇所などについて検討すること。特に位置や構造については、小さな子どもや高齢の方、障がいなどをお持ちの方に十分な配慮をされ、誰もが安心、安全に利用できる計画とすること。
- ③市民交流ひろばの各施設は、高齢の方や障がいなどをお持ちの方だけでなく、公園に訪れる全ての人にとって、安全で安心して利用できるものとすること。
- ④ひろば内の照明については、周辺の景観となじむデザインとすること。また、自然エネルギーを利用し、佐久らしいデザインの街路灯を導入されたい。

計画平面図



計画平面図（アンジュレーション）

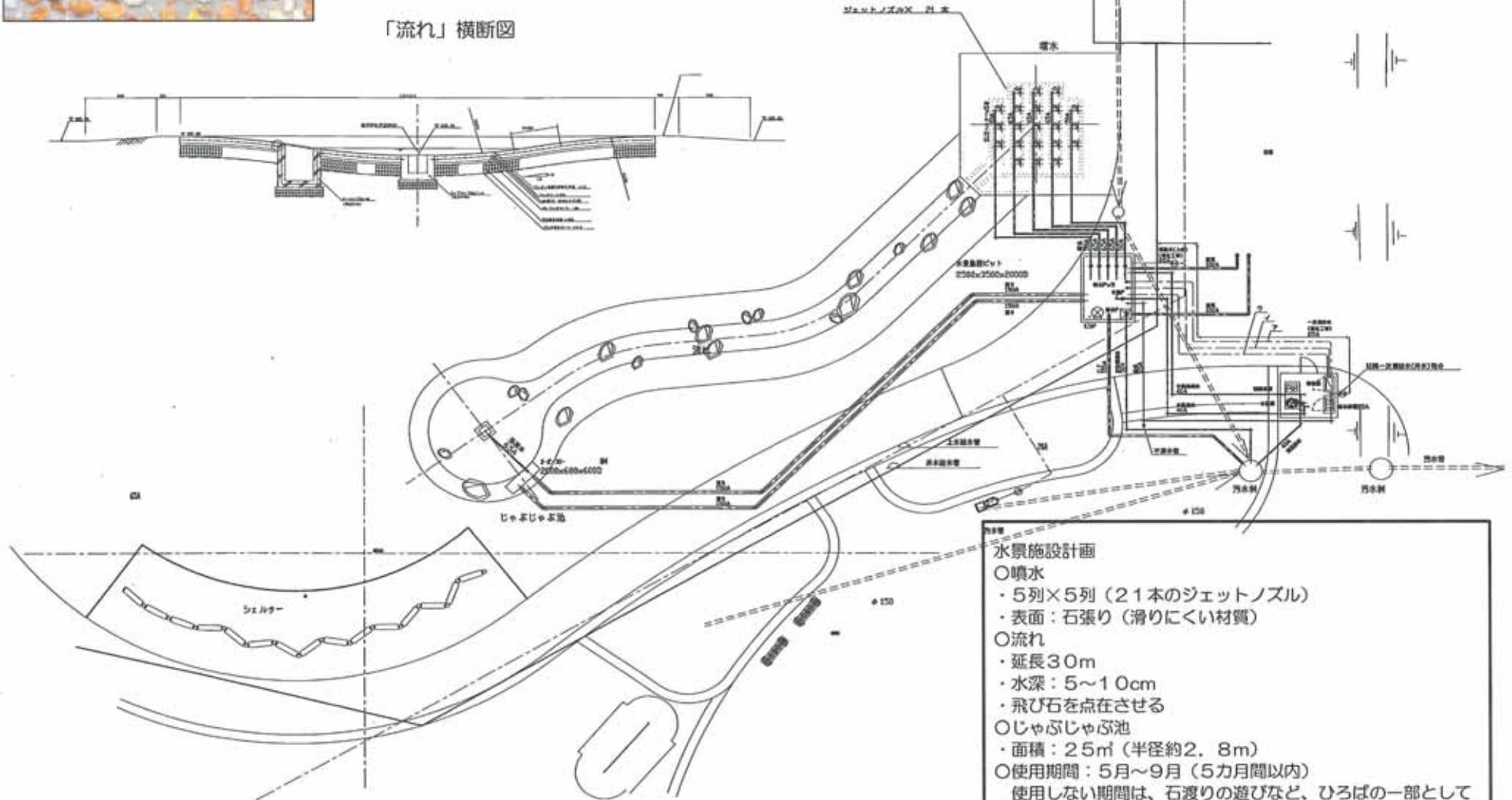


水景施設設計画

「流れ」表面材質



「流れ」横断図



こもれびの森遊具配置計画

※写真はイメージです

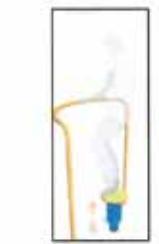
背伸ばしベンチ



ストレッチチェア



ジャンプステップ



平行棒



ジャンプタッチ



座位体前屈



上体そらし



ツイストバー



丸太ステップ



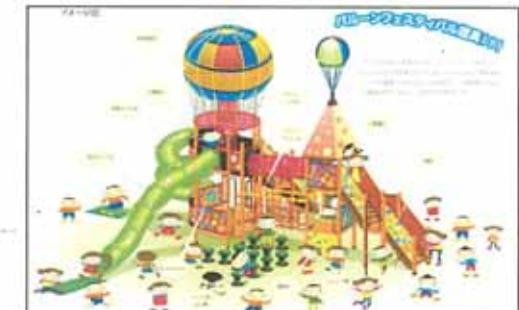
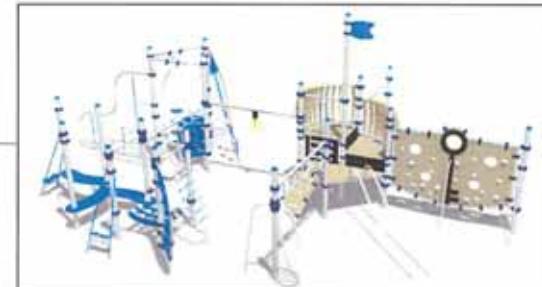
シーソー



バランス台

つどいのひろば遊具配置計画

※写真はイメージです



ツイストバー

バランスデッキ

ストレッチチェア

ムービング遊具

じゃぶじゃぶ池

流れ



丸太ステップ

丸太平均台

幼児用遊具

砂場

リンク遊具

タイヤ(別途)

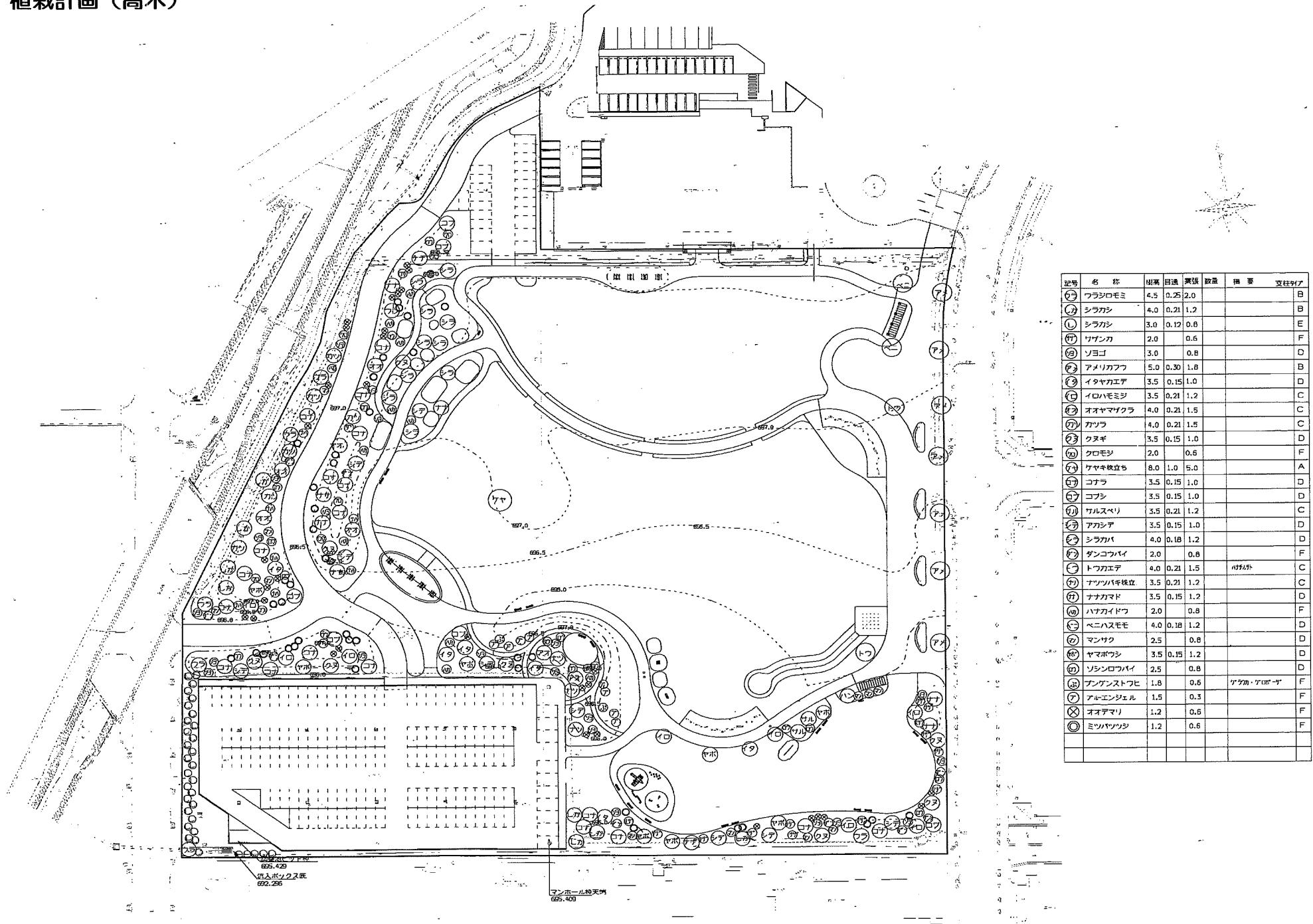
鉄棒

つどいのひろば

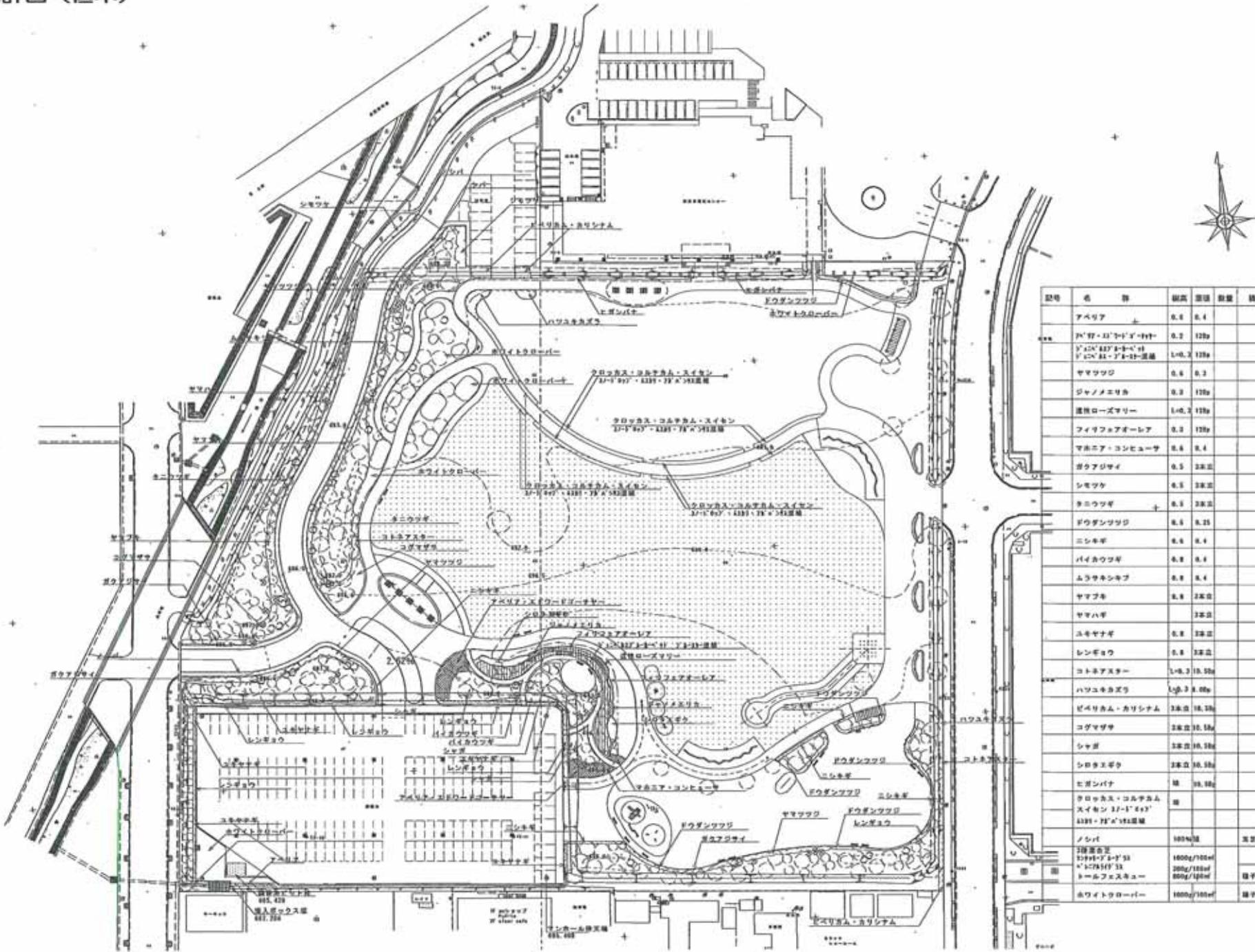
複合遊具

大型複合遊具

植栽計画（高木）



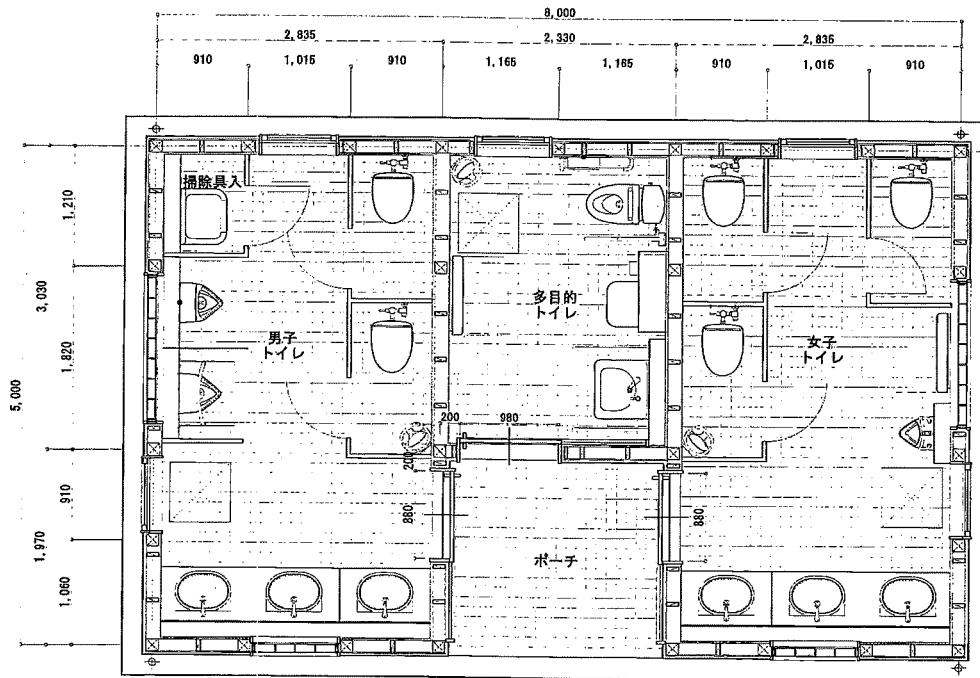
植栽計画（低木）



記号	毛 様	幅高	面積	面積
	アベリテ	上	0.6	0.4
■■■	3'x 9' - 13'x 17' - 19'x 19'		0.2	128g
	13'x 14' - 15'x 8' - 9'x 6'			
	13'x 13' - 12'x 8' - 11'x 6'	底面	1.0, 0.3	128g
	ヤマツツジ		0.6	0.3
	ジャノメニキナ		0.3	128g
	道地ローズマリー		1.0, 0.3	128g
	フィラフェオーレア		0.3	128g
	マホニア・コンヒューサ		0.6	0.4
	ガラシアサイ		0.5	232g
	シモツケ		0.5	232g
	タニウツギ	下	0.5	232g
	ダウダンツツジ		0.5	232g
	ニシキギ		0.6	0.4
	バイカウツギ		0.8	0.4
	ムラサキシキブ		0.8	0.4
	ヤツキキ		0.8	232g
	セツハギ			232g
	ユキヤナギ		0.8	232g
	レンギョウ		0.8	232g
■■■	コトネアスター		1.0, 0.3	16.16g
	ハツキコズリ		1.0, 0.3	0.06g
	ビベリカル・カリシナム		2.0, 0	16.16g
	コグマザサ		2.0, 0	16.16g
	シモツ		2.0, 0	16.16g
	シロタエギク		2.0, 0	16.16g
	セガンカナ	端	0.8, 0.8	
	タロカラス・コルデホム			
	スイカソウ・12'x 17'x 6'x 3'			
	13'x 10' - 17'x 6'x 3'底面			
	ノシバ		1000g/100g	直立x 1.0m
	ミヅタカズラ		1000g/100g	
	ミヅタカズラ'x 3'x 53'		200g/100g	
	1'x 10'x 5'x 33'		800g/100g	
	トールワウエクスキュ			植木支柱
	ホワイトクローラー		1000g/100g	植木支柱

トイレ平面計画

トイレ1(出会いの散歩道側)



◎トイレ1

延床面積 40m²

男子用：大便器洋式2（うち1箇所にベビーチェア）、小便器2、手洗い3、用具入れ1

女子用：大便器洋式3（うち1箇所にベビーチェア）、小児用便器1、ベビーベット1、手洗い3

多目的用: 大便器1、オストメイト、手洗い1、ベビーベット1、ベビーチェア1

◎トイレ2

延床面積 40m²

男子用：大便器洋式2（うち1箇所にベビーチェア）、小便器2、手洗い3、用具入れ1

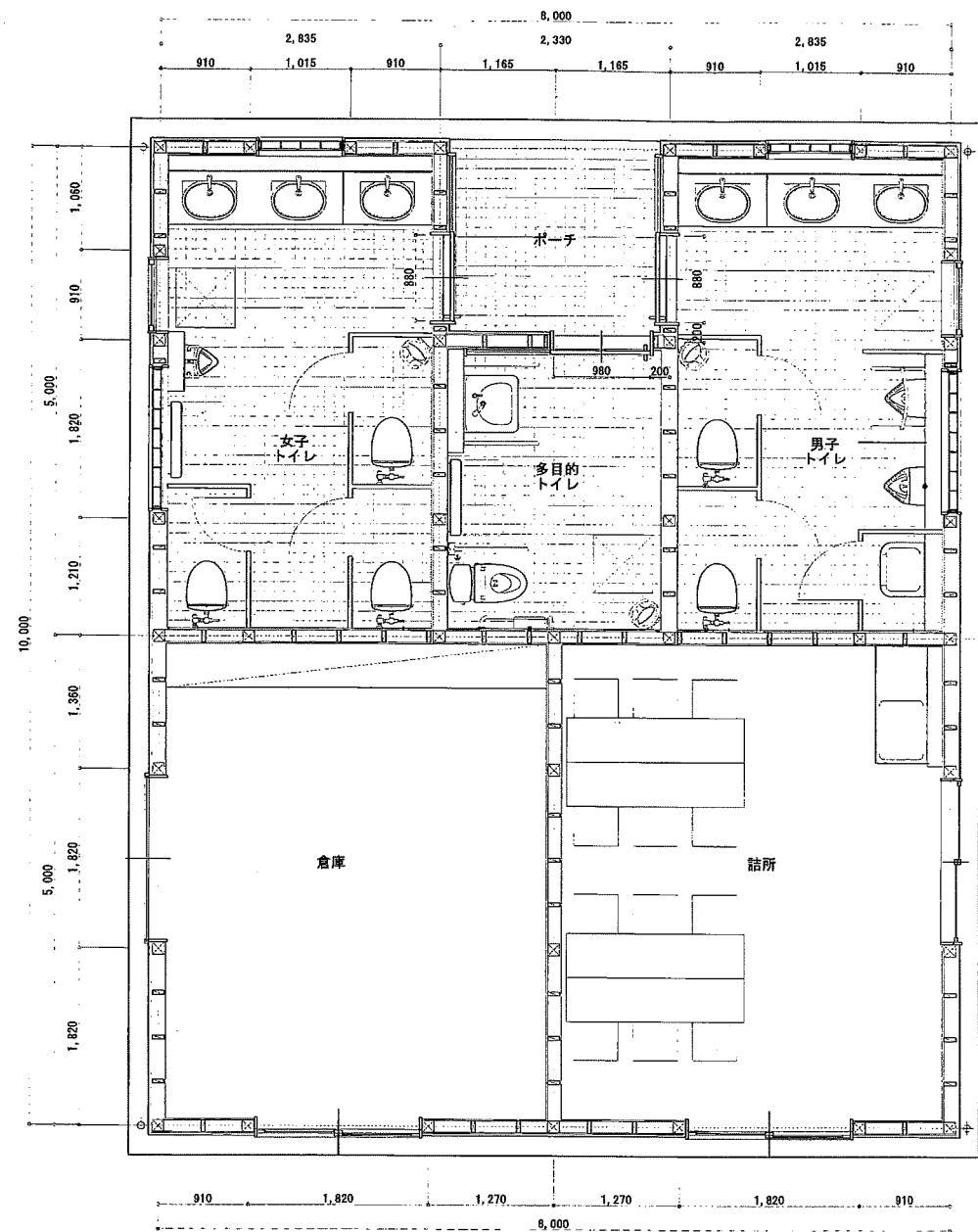
女子用：大便器洋式3（うち1箇所にベビーチェア）、小児用便器1、ベビーベット1、手洗い3

多目的用：大便器1、手洗い1、ベビーベット1、ベビーチェアー1

ひろば管理用の倉庫 20m²

係員詰所 20m²

トイレ2(つどいのひろば西側)



「市民交流ひろば」の管理運営計画について

■「市民交流ひろば」の維持管理・運営管理を計画するにあたっての市の基本的な考え方

「市民交流ひろば」は、5つの基本コンセプトに基づいて整備します。

- ①「市街地の中で緑に囲まれ、潤いと安らぎを持つ場」
- ②「子どもたちが自由に元気に遊べる場」
- ③「世代を超えて市内外の人が集い利用し、様々な活動や交流が行える場」
- ④「佐久平駅前から一体をなし、エリアにある都市機能どうしを結びつけ、多様で多彩な活動が生まれる場」
- ⑤「エリアの中の施設と相互に活用でき、その人にあった自由な使い方ができる場」

5つの基本コンセプトを具現化するために掲げている、維持管理・運営管理の方法は次のとおりです。

- ・市民の皆様と共に育て、楽しむことができる市民参加型のひろば造りを創出する。
⇒「市民参加」「市民協働」による、共に育む“ひろば”づくりをすること。
- ・訪れたあらゆる世代の皆様が、様々な活動の発表やイベントの場として、それぞれの思いや目的に応じて利用していただける空間を演出する。
- ・市民交流ひろばが様々な思いや目的を持って訪れる皆様にとって、メインの施設にもなり、また、サブの施設にもなり得るように、世代や目的を超えて、その人にあった自由な使い方ができる多様な空間を演出する。
⇒様々な活動の発表やイベントの場など、自由な使い方ができる、市民のための“ひろば”づくりをすること。

市民の皆さんから頂いた、管理・運営に関するご意見は次のとおりです。

- ・ひろばの維持管理は住民主体で行った方が良い。
- ・清掃は小中高・保育園にやってもらうなど、長野県一綺麗な公園になるようにして欲しい、など。
⇒「市民協働による管理が必要」
- ・夏も冬も遊べ、一年中みんなが楽しめる公園にして欲しい。
- ・イベントは長寿の都市に向けて、市内の有名な方の指導のもと、毎月開催したらどうか。
⇒「様々な活動やイベントが出来る場が必要」

検討委員の皆さんから頂いた、管理・運営に関するご意見は次のとおりです。

- ・近隣の人達が愛着を持ってやっていくという市民参加型のことを「設計に関する報告書」に加えた方が良い。
- ・新小学校の児童とPTAがアダプトシステムにより管理を行えば、児童の景観教育にも大変良い。
- ・草むしりやトイレ掃除など、アダプトシステムなどで地域の人が維持管理することを考えて頂きたい。
⇒「市民協働による管理が必要」

「市民交流ひろば」の維持管理・運営管理を計画するにあたっての市の基本的な考え方
この「市民交流ひろば」は、市民の皆さんのがんばりで、市民のための“ひろば”として整備します。そのため、“ひろば”的な維持管理・運営管理を計画するにあたっては、共に育む“ひろば”づくりをするため、「市民参加」「市民協働」の考え方により、市民の皆さんも維持管理・運営管理にご協力をして頂くことを考えています。

市民活動・市民協働とは？（「佐久市協働基本指針」より抜粋）

市民活動の定義=市民活動とは、市民の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題※のに対し、営利を目的としないで取り組む自主的活動のことを指します。

※社会的課題…子育て・高齢者・障害者などの福祉、まちづくり、環境美化、教育、文化、スポーツ、国際交流など、生活を取り巻く身近なところで発生している様々な課題のことです。

市民活動団体の定義=市民活動団体とは、市民活動を行う自立的グループ・団体などをすべて言い、特定非営利活動促進法(通称「NPO 法」)により規定された団体をはじめ、区等の自治会、女性団体、PTA、青少年育成団体、体育協会、老人クラブなどの組織、継続的に社会貢献のために活動している企業、個人的な趣味の会やサークルなどの団体も含みます。

協働の定義=協働とは、市民や行政が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等のパートナーとして、それぞれの資源や能力等を持ちより、共通の目標や課題の解決に向けて連携・協力することをいい、市民と行政が共通の目標に対して力を合わせて活動することが大切です。このように、協働は、これから課題解決のための一つの手段として捉え、思いやりのある展開を推進することが大切であり、市民活動と行政の様々な結びつきにより人と人とのつながりを広げていくことが、協働の取組みの基本となります。

協働はなぜ必要なのか=市民の間では自らが住み、暮らす地域に対して関心を持ち、必要な情報を収集し、それを基に自らの課題に対して主体的に提案・決定し行動する意識が高まりつつあります。これらの市民活動は、その形態・方法等は様々ですが、いずれも「よりよい社会」をつくることを目的にしているといえます。また、行政の目的は、地方自治法に規定されているように「住民の福祉の増進を図ること」にあります。このように、市民活動も行政の活動も基本的に同じ目的に行われているといえます。市民に身近な関わりがあるサービスに対して、それぞれが協働し、その専門性や柔軟性、機動性などの特性を生かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が可能となります。また、協働による取組みを通じて、互いの考え方や仕事への理解が深まり、組織や活動の活性化が図られます。

■維持管理・運営管理の体制（案）

ステップ1

市民や各種団体組織、企業などの協力者が、母体組織を立ち上げて、「ひろば」の維持管理・運営管理をして頂く
（イメージ図）

```

graph TD
    subgraph "維持管理・運営管理母体組織"
        direction TB
        A["市 (設置者)"]
        B["民間事業者、シルバー人材センター"]
        C["市民活動サポートセンター  
(公設民営)"]
        D["市民  
(個人・グループ)  
区・学校・PTA・青少年育成会・NPO団体等  
民間企業・個人事業者"]
        E["アダプト制度・ボランティアとして維持管理・運営管理に協力"]
        F["連携・活用"]
        G["【市が行うべきこと】"]
        H["【維持管理・運営管理母体組織が行うべきこと】"]

        A -.-> B
        A -.-> C
        B -.-> C
        C -.-> D
        D -.-> E
        E -.-> F
        F -.-> G
        F -.-> H
    end

```

【市が行うべきこと】

維持管理	施設管理	・修繕 ・定期点検（各施設）
	植物管理	・植栽管理（高中木剪定など）
運営管理	利用管理	・事故処理など
	法令管理	・「ひろば」の占用物件許可・使用許可、使用料の徴収・減免 ・財産の保全

【維持管理・運営管理母体組織が行うべきこと】

維持管理	施設管理	・清掃・除草など ・日常点検・確認（各施設） ・消耗品などの交換
	植物管理	・植栽管理（低木剪定など） ・花壇管理（除草・消毒・施肥・防除など） ・芝生管理（刈込・施肥・防除・散水など）
	安全管理	・「ひろば」の巡視・監視など
運営管理	利用管理	・母体組織や協力者が主体となって行う活動やイベントなどの企画・実施・広報 ・市が主体となって行うイベントなどへの協力 ・事故報告

<役割分担の詳細>

維持管理の役割分担

	市が行うべきこと		維持管理・運営管理母体組織が行うべきこと
	市が直営で行うべきこと	市が業務委託をして行うべきこと (委託先: 民間事業者・シルバー人材センター)	
施設管理 (建築物・工作物・設備の管理)	・各施設の定期点検(月1回)	・修繕 ・各施設の定期点検(年数回)	・清掃・除草など ・各施設の日常点検・確認 ・消耗品などの交換
植物管理(植栽、芝生などの管理)		母体組織では対応ができないもの ・植栽管理(高中木剪定など)	専門業者等の指導により危険がないもの ・植栽管理(低木剪定など) ・花壇管理(除草・消毒・施肥・防除など) ・芝生管理(刈込・施肥・防除・散水など)
安全管理			・「ひろば」の巡視・監視、安全・防犯パトロール

運営管理の役割分担

	市が行うべきこと	維持管理・運営管理母体組織が行うべきこと
利用管理	・維持管理・運営管理母体組織の育成・支援 ・事故処理	・母体組織や協力者が主体となって行う活動やイベントなどの企画・実施・広報 ・市が主体となって行うイベントなどへの協力 ・事故報告

法令管理の役割分担

	市が行うべきこと	維持管理・運営管理母体組織が行うべきこと
法令に基づく管理	・「ひろば」の占用物件許可・使用許可 ・「ひろば」の使用料の徴収・減免 ・財産の保全	

※施設の管理における最終的な責任の所在は市(設置者)にある。維持管理・運営管理母体組織が自ら行う活動やイベントなどの責任の所在は母体組織にある。

「(仮称) 佐久市市民活動サポートセンター」とは? (平成24年4月開設)

○設置する目的

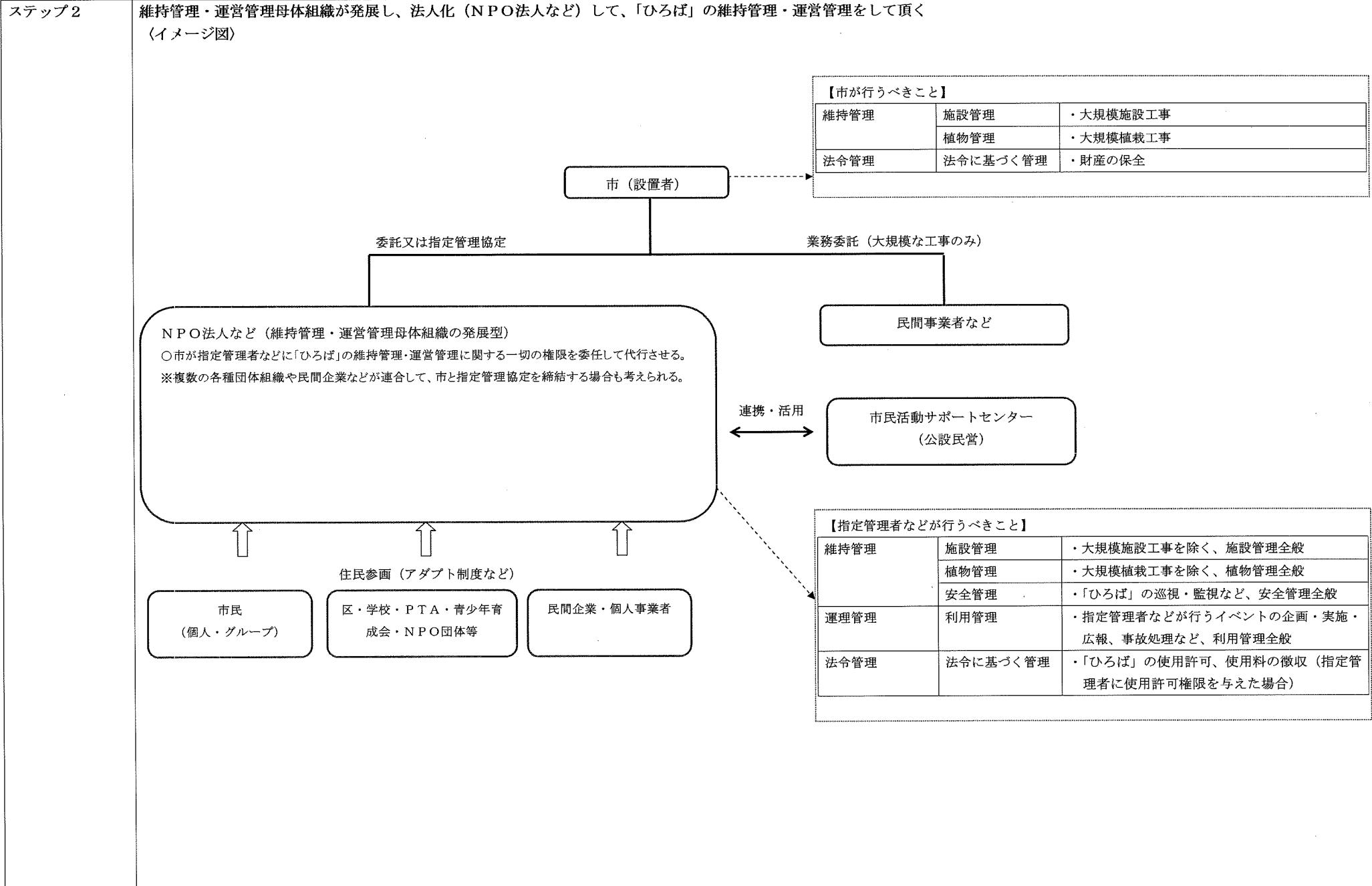
様々な市民活動を結び付けるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域課題の解決を推進するための拠点として設置する。

○理念(コンセプト)

・「支える」～課題の解決を支える拠点 ・「つなぐ」～人と人が交流し結びつく拠点 ・「広める」～市民活動を発展させる拠点

○機能

・基盤となる3つの機能 ①情報収集・提供・発信、相談 ②相談・コーディネート ③活動場所の提供(話し合いの場の提供など)
・運営する中で成長させる2つの機能 ①交流・講座 ②機材貸出



<役割分担の詳細>

維持管理の役割分担

	市が行うべきこと		指定管理者などが行うべきこと
	市が直営で行うべきこと	市が民間事業者などに委託をして行うべきこと	
施設管理 (建築物・工作物・設備の管理)		・大規模施設工事	・大規模施設工事を除く、施設管理全般
植物管理（植栽、芝生などの管理）		・大規模植栽工事	・大規模植栽工事を除く、植物管理全般
安全管理			・「ひろば」の巡視・監視、安全・防犯パトロールなど、安全管理全般

運営管理の役割分担

	市が行うべきこと	指定管理者などが行うべきこと
利用管理		・指定管理者などによるイベントなどの企画・実施・広報、「ひろば」の利用指導・相談、「ひろば」の要望処理、事故処理など、利用管理全般

法令管理の役割分担

	市が行うべきこと	指定管理者などが行うべきこと
法令に基づく管理	・財産の保全	・「ひろば」の使用許可（指定管理者に使用許可権限を与えた場合） ・「ひろば」の使用料の徴収（指定管理者に使用許可権限を与えた場合）

※施設管理における最終的な責任の所在は市（設置者）にある。指定管理者に委託する業務内容についての責任の所在は指定管理者にある。

基本設計平面図

※写真は全てイメージです。

こもれびの森

園路周辺に健康遊具や子供用遊具を配置し、世代間交流のできる空間として整備します。



太陽のひろば

思いっきり走り回ったり、地域のイベントなど多様な目的や活動に対応できる芝生とクレー舗装のひろばを整備します。芝生全体にはアンジュレーションを設けます。



植栽・花壇の整備

市民の皆様などが管理に参加できるような植栽・花壇の整備を行います。



駐車場

大きな集まりやイベントにご利用いただけるよう、165台の駐車場を設けます。



出会いの散歩道、憩いの小径

佐久平駅前広場、ミレニアムパーク、勤労者福祉センター、市民交流ひろばを緑と潤いのある連続した一体感のある「市民交流ゾーン」とし、市民交流ひろばへの導入部としての「出会いの散歩道」と、ひろば内の散策やジョギングができる「憩いの小径」を設けます。

休憩所の整備

公園を訪れた人が快適に利用できるような休憩施設の整備を行います。



水景施設（噴水+流れ+じゃぶじゃぶ池）

子供たちが夏場に水に親しんで遊ぶことのできる水景施設の整備を行います。



つどいのひろば・つどいの丘

子供たちが集まってる魅力のある空間として遊具等の整備を行います。また、大人用の健康遊具を配置し、世代間交流の出来る空間を設けます。

つどいのひろばの横には周囲を見渡せる「つどいの丘」を設けます。



「愛され・親しまれ・共に育む“ひろば”」づくりと一緒にしませんか！

市民交流ひろばの整備や管理・運営に協力していただける皆様を対象として、「市民交流ひろばワークショップ」の参加者を募集します。

市では、長野県佐久労働者福祉センター南側に整備する「市民交流ひろば」について、平成25年秋ごろの完成に向けて、本年度中に詳細設計をまとめ、平成24年度からは造成などの“ひろば”工事や建築工事、そして植栽工事に着手していきます。

この“ひろば”は、「市街地の中で緑に囲まれ、子どもたちが自由に元気に遊ぶことができ、また世代を超えて市内外の人が集い利用し、多様で多彩な活動が生まれる“ひろば”」を基本コンセプトとして整備することとしており、多くの方々から「愛され・親しまれ・共に育む“ひろば”」として、市民の皆さんと共に成長・進化し続けることを目指しています。

そこで、「市民交流ひろば」の整備や完成後の管理・運営に協力をしていただける市民、各種団体および組織、企業などの皆さんを対象に、「市民参加」「市民協働」による魅力ある“ひろば”づくりをするための体制などを話し合う「市民交流ひろばワークショップ」の参加者を募集します。

多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

■ワークショップの内容

「愛され・親しまれ・共に育む“ひろば”」づくりをするため、市民参加、市民協働による「市民交流ひろば」の整備や管理運営について、協力していただける皆さんで議論していただきます。

【ワークショップのテーマ（予定）】

- ・市民参加による樹木、花、芝などの植栽等の整備について
- ・市民協働による管理・運営の体制づくりなどについて
- ・市民主体による様々な活動の企画などについて

■開催場所 佐久市役所または公共施設

■参加資格

次のすべてに該当する方

- ・平成24年4月1日現在、満15歳以上の方
満18歳未満の方は、保護者の同意をお願いします。
- ・市内に在住、在勤、在学している方。あるいは、市の区（自治会）、学校、PTA、ボランティアグループ、NPOなどの各種団体・組織や企業、個人事業所などの方
- ・4月から1月程度開催するワークショップに出席できる方
- ・「市民交流ひろば」の整備に協力してみたいと思う方、または、完成後の管理運営に携わってみたいと思う方

■申込方法

- ・参加申込書に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法でお申込みください。（申込書、募集要項は公園緑地課窓口または各支所経済建設係窓口でお配りするほか、市ホームページ「まちづくり」「公園・緑地」からも入手できます。）

■申込期間

- ・3月1日（木）～3月30日（金）（必着）

※申込期間後も随時受付をいたします。

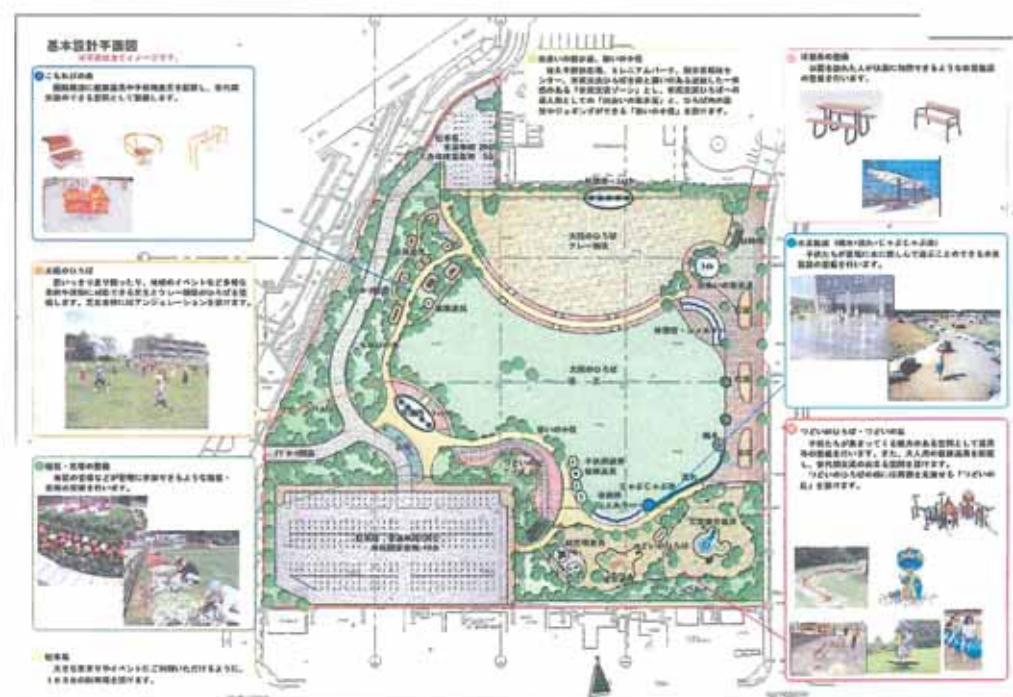
■その他

- ・参加者の皆さんへの謝礼や交通費等の支給はありません。
- ・初回のワークショップは4月下旬の休日を予定しています。詳細は別途お知らせします。
以降のワークショップの開催日時等は、参加者の皆さんで話し合っていただく予定です。

ワークショップとは？

- ・ともどもとは「作業場」「工房」を意味しています。
- ・さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や要望をまとめ上げていく場です。

市民交流ひろば平面図



※写真は全てイメージです。

※詳細設計を進める中で変更する場合があります。

■お申込み・お問い合わせ先

〒385-0051 佐久市中込 2913
佐久市役所建設部公園緑地課（佐久総合体育馆北側 駒場仮事務所内）
電話：62-3424（直通） FAX：63-7750
Eメール：koenryokutu@city.saku.nagano.jp